

山形県知事選挙

投票日 1月26日(日) 午前7時から
午後8時まで

(投票所によっては、投票できる時間が変更されているところもありますので、入場券などをご確認ください。)

期日前投票期間 1月10日(金)から1月25日(土)まで

期日前投票時間 午前8時30分から午後8時まで

(期日前投票ができる日時は、期日前投票所によって異なります。詳しくは、入場券などをご確認ください。)

◇親子で投票所に行きましょう。

まだ選挙権のない18歳未満のお子さんも、選挙権のある保護者と一緒に投票所に入場することができます。子連れ投票は、子どもの将来の投票につながります。ぜひお子さんと一緒に、投票所へ足を運んでみてください。

◇入場券をお持ちください。

投票所にお出かけの際には、入場券をお持ちください。

もし、入場券を忘れたときや、入場券が配られなかったときは、投票所の受付係に申し出ていただき、ご本人と確認できれば投票することができます。

◇代理投票ができます。

字が書けないときは、投票所で申し出ていただければ「代理投票」の方法で投票できますので、棄権しないでください。

◇特設ホームページ

山形県選挙管理委員会では、特設ホームページで山形県知事選挙に関する情報を提供しています。

(<https://www.elec.pref.yamagata.jp/>)

